

第4章 緑化重点地区の計画

1 緑化重点地区の指定

(1) 緑化重点地区の位置づけ

緑化重点地区は、本市の中で特に重点的な緑化を進めることにより、緑のネットワークの形成や面的な緑化の充実など、緑豊かな潤いのあるまちづくりを先導する地区として位置づけます。

また、緑化重点地区においては、地区の特性を生かしながら、住民、企業等と行政との適切な役割分担と連携のもとに、緑地協定の締結、地区計画制度の活用、公共公益施設の緑化、民有地の緑化の促進・支援、都市公園等の整備・改善など関連施策を推進します。

(2) 緑化重点地区の指定方針

緑化重点地区は、重点的な緑化の効果が期待される地区として、次のような地区（市街地）に指定します。

- ① 江田島市都市計画マスタープランにおいて拠点地区に位置づけられている地区
- ② 公共公益施設の集積地、交通結節点など、重点的に緑化を進める必要のある地区
- ③ 地域住民など民間による緑化等の取組と行政による取組が連携することで、地区の良好な環境の形成に大きな効果が期待される地区

(3) 指定地区等

緑化重点地区の指定は、上記の位置づけと指定方針を踏まえ、次の地区を優先的に指定します。

- ① 都市拠点、地域拠点、主要な交通結節点など、緑化推進及び景観形成上の重要な地区
- ② 地域住民など民間による緑化の取組が積極的に行われている地区

ア 指定地区

具体的な指定地区は、次のとおりとします。

【指定地区】

切串地区、小用地区、中央地区、江南・飛渡瀬地区、中町地区、三高地区、大原地区、大君地区

イ 候補地区

緑化推進の重要性、民間による取組の機運などを考慮し、段階的に指定する地区（候補地区）を次のように設定します。

【候補地区】

高田地区、鹿川地区、畑・岡大王地区、柿浦地区

緑化重点地区とは

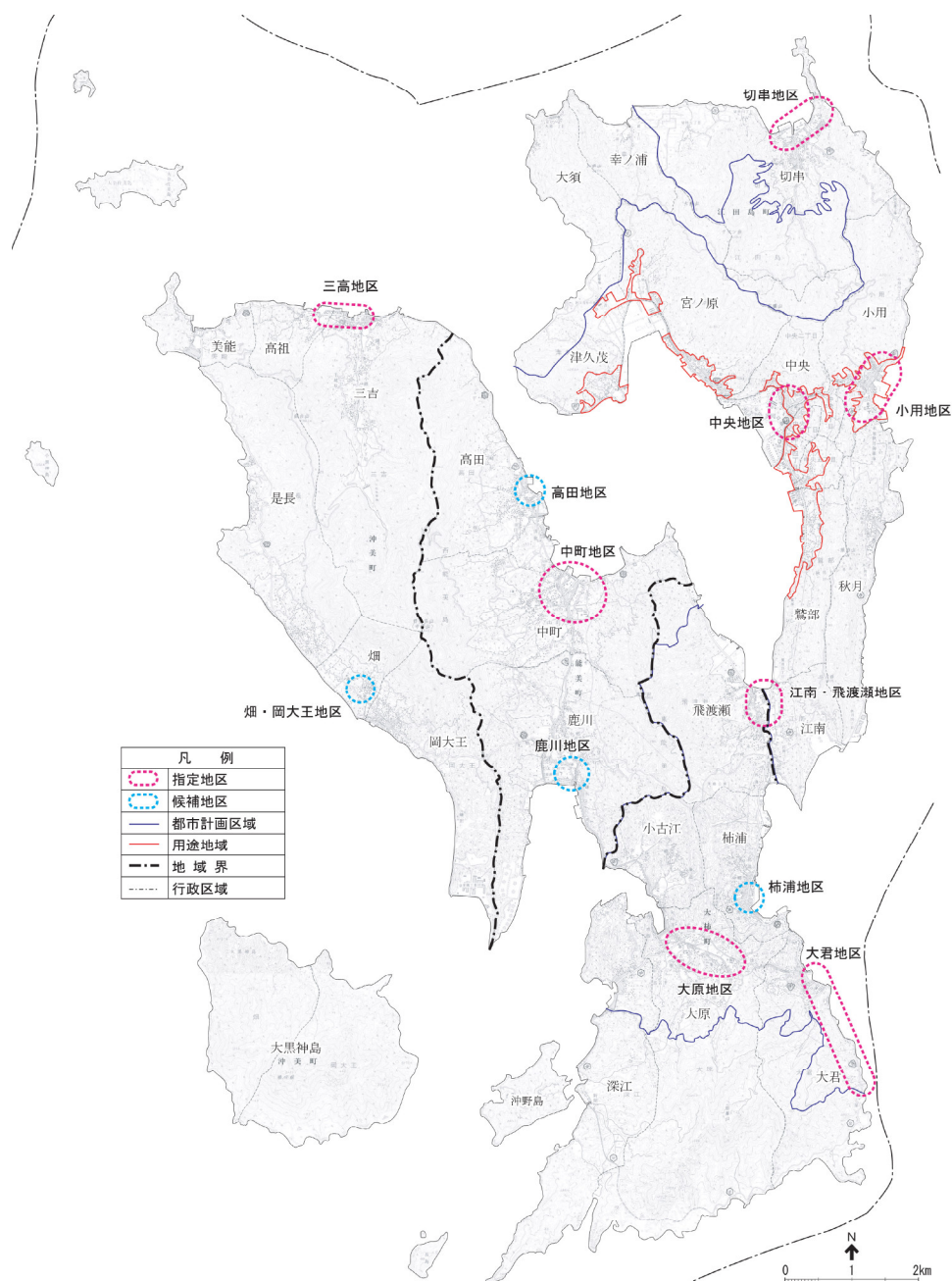
緑化重点地区は、緑の基本計画において、特に重点的に緑化を進める地区として位置づけるもので、地区レベルの詳しいプランを策定し、地区住民等に周知することにより、緑化意識の高まり等の波及を目指すことが出来ます。

また、緑化重点地区総合整備事業等により集中的に事業を実施できる（対象は、三大都市圏に位置する都市、政令指定都市、県庁所在都市等）ほか、緑化施設整備計画を認定することにより、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化し、他の地区での緑化意識の高まり等の波及を目指すことができます。

表 緑化重点地区の指定地区及び候補地区

区分	地区名	地区の位置づけ等	指定の必要性
指定地区	切串地区	・江田島地域北部の生活拠点 ・広島方面の海の玄関口	・地区の中心地にふさわしい良好な都市環境と本市を印象づける良好な景観を形成する必要があります。
	小用地区	・江田島地域東部の生活拠点 ・広島，呉方面の海の玄関口	・同上
	中央地区	・江田島地域の地域拠点 ・旧海軍兵学校を始めとする観光拠点	・地域の中心地にふさわしい良好な都市環境と観光拠点としての良好な景観の形成を図る必要があります。
	江南・飛渡瀬地区	・都市拠点	・都市拠点にふさわしい良好な都市環境と，緑豊かな魅力あるにぎわい空間を形成する必要があります。
	中町地区	・能美地域の地域拠点 ・広島方面の海の玄関口	・地域の中心地にふさわしい良好な都市環境と本市を印象づける良好な景観を形成する必要があります。
	三高地区	・沖美地域の地域拠点 ・広島方面の海の玄関口	・同上
	大原地区	・大柿地域の地域拠点 ・地域住民による緑化の取組が活発に行われています。	・地域の中心地にふさわしい良好な都市環境と教育施設等の集積を生かした良好な景観の形成を図る必要があります。
	大君地区	・陸の玄関口（早瀬大橋周辺を含む）	・国道 487号沿いについて，陸の玄関口にふさわしい良好な都市環境を形成する必要があります。
候補地区	高田地区	・能美地域北部の生活拠点 ・広島方面の海の玄関口	・地区の中心地にふさわしい良好な都市環境と本市を印象づける良好な景観を形成する必要があります。
	鹿川地区	・能美地域南部の生活拠点	・地区の中心地にふさわしい良好な都市環境を形成する必要があります。
	畑・岡大王地区	・沖美地域南部の生活拠点	・同上
	柿浦地区	・大柿地域東部の生活拠点	・同上

図 緑化重点地区の指定地区及び候補地区の位置



2 緑化重点地区の緑化の方針

緑化重点地区として位置づけた地区を対象として、地区の位置づけと緑化の方針（案）を次頁以降に示します。

これらの地区は、いずれも拠点地区に位置づけられており、当該地区の役割を踏まえて、主要な都市機能を効果的に配置するとともに、地区の特色を生かした快適で魅力ある都市空間を形成することが必要です。

このため、緑化の方針においても、既存の緑地、水辺、公共公益施設を生かし、地区全体の『緑の骨格』のあり方に着目し、その配置と緑化、緑のネットワークづくりに係る取組を主な内容としています。

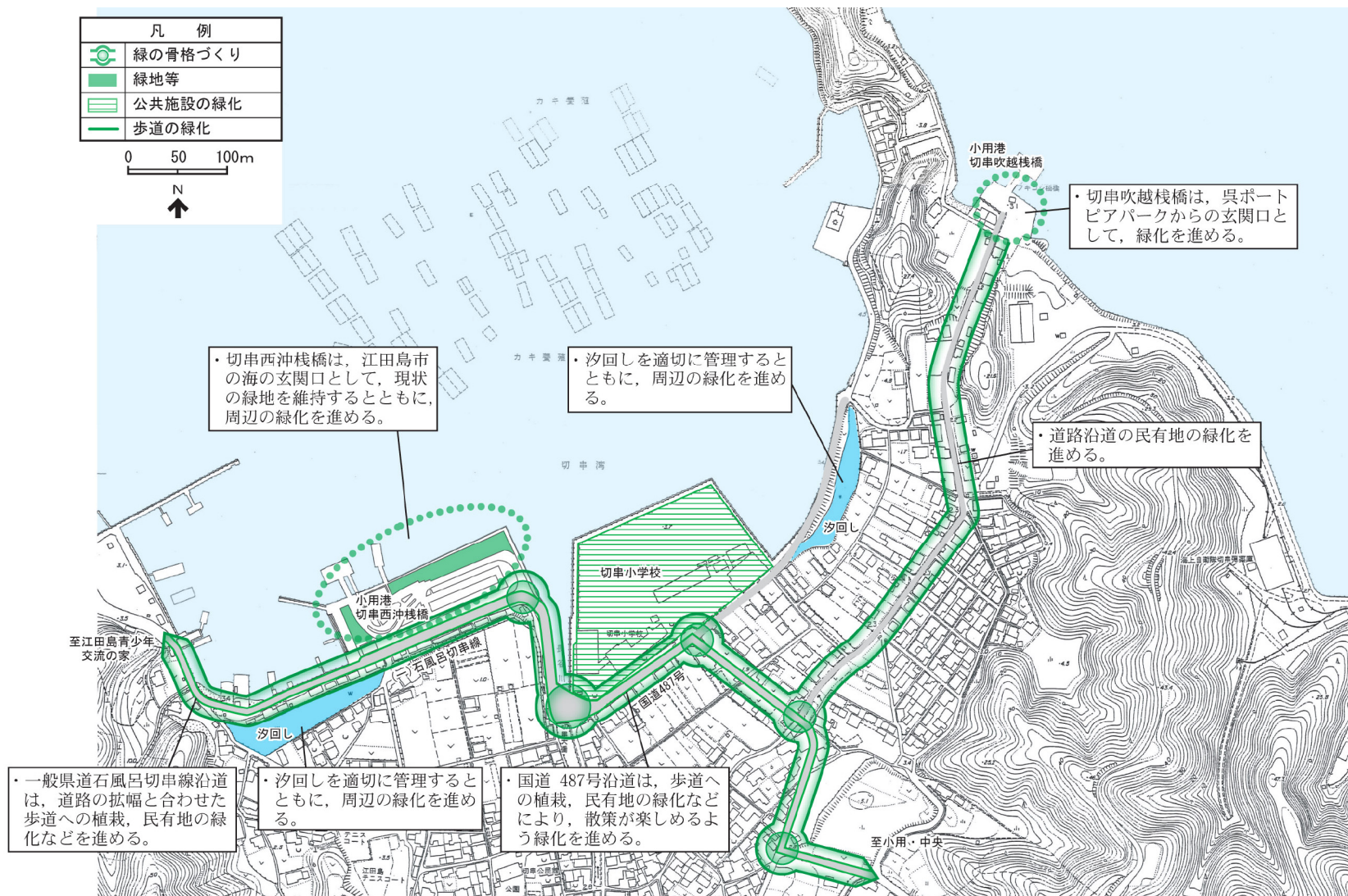
(1) 切串地区

【地区の位置づけ】

江田島地域北部の生活拠点、広島方面の海の玄関口に位置づけられる地区で、公共公益機能、交通結節機能、情報提供機能、集会・交流機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 栈橋と周辺の緑化
- 公共施設の緑化
- 汐回しの適切な管理、周辺の緑化
- 主要な道路沿道の緑化



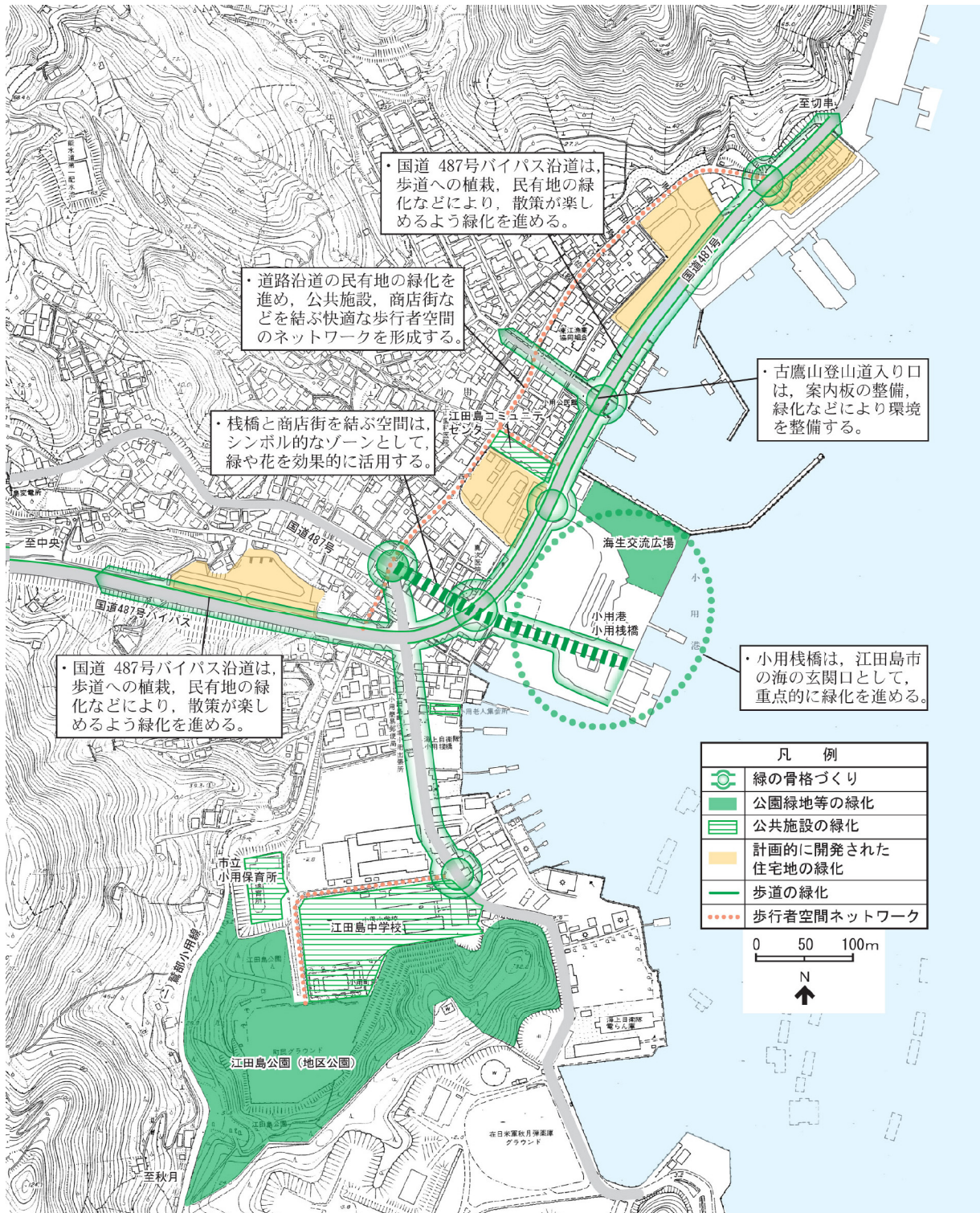
(2) 小用地区

【地区の位置づけ】

江田島地域東部の生活拠点、広島、呉方面の海の玄関口に位置づけられる地区で、公共公益機能、交通結節機能、情報提供機能、集会・交流機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 棧橋と周辺の緑化
- 主要な道路沿道の緑化
- 公共施設、住宅地の緑化
- 棧橋と商店街などを結ぶ空間の緑化
- 緑化された歩行者空間のネットワークの形成



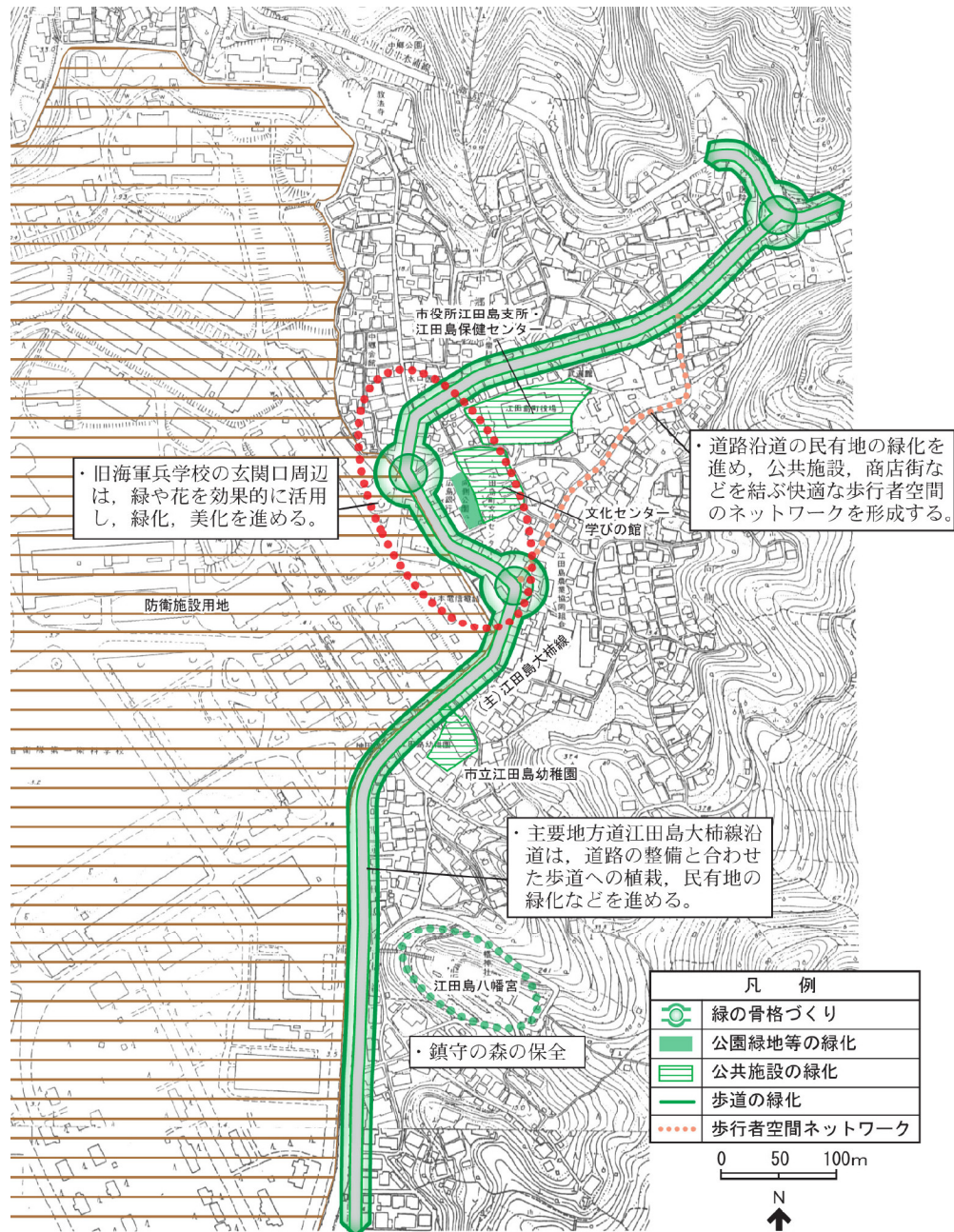
(3) 中央地区

【地区の位置づけ】

江田島地域の地域拠点、本市の観光拠点の一つに位置づけられる地区で、公共公益機能、商業機能、観光・交流機能、情報提供機能、交通結節機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 主要な道路沿道の緑化
- 旧海軍兵学校の入り口周辺の緑化・美化
- 公共施設の緑化
- 緑化された歩行者空間のネットワークの形成



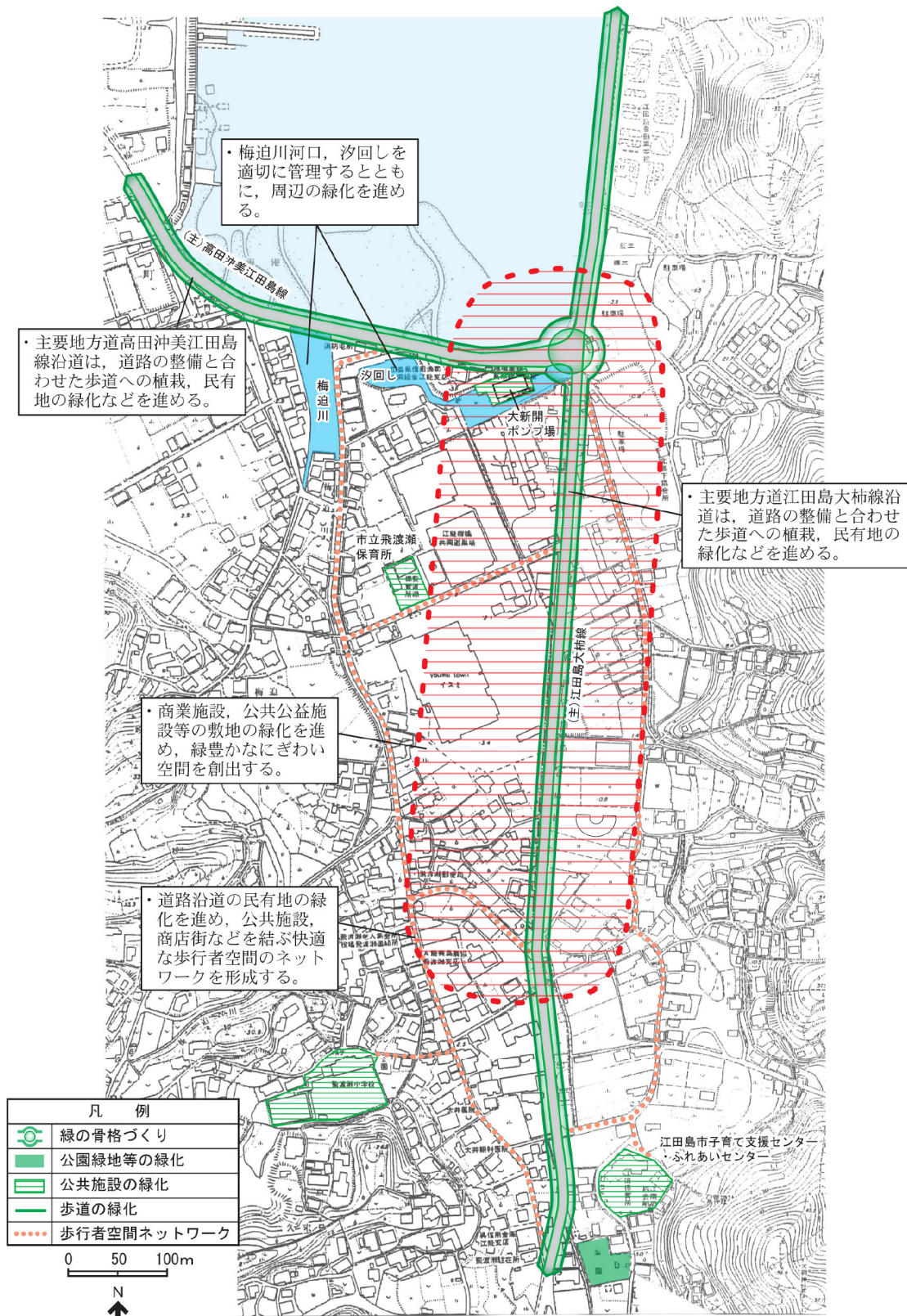
(4) 江南・飛渡瀬地区

【地区の位置づけ】

本市の都市拠点に位置づけられる地区で、広域的な公共公益機能、商業機能などの集積化と交通結節機能、情報提供機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 主要な道路沿道の緑化
- 商業施設、公共公益施設等の緑化
- 緑化された歩行者空間のネットワークの形成
- 河口、汐回しの適切な管理、周辺の緑化



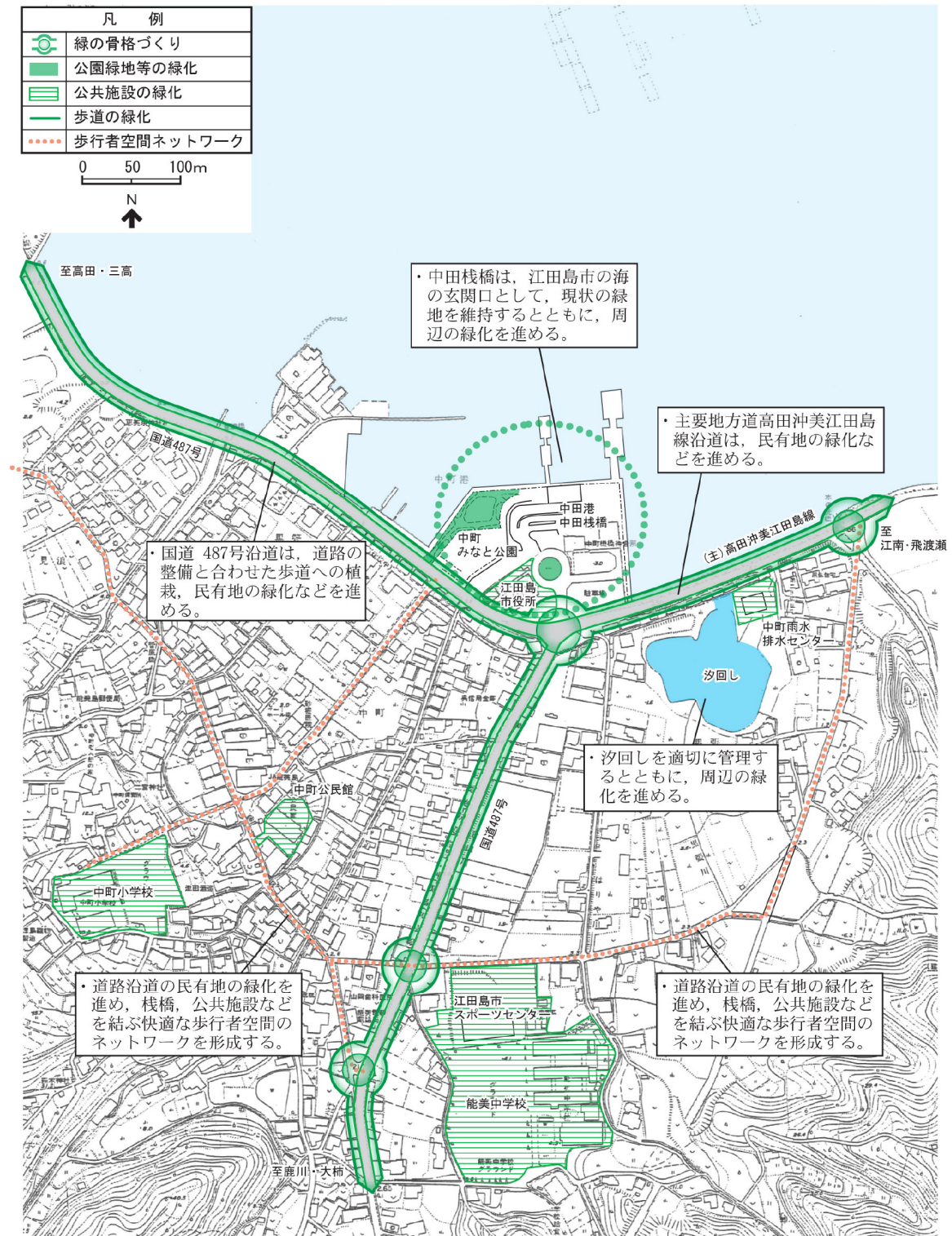
(5) 中町地区

【地区の位置づけ】

能美地域の地域拠点、広島方面の海の玄関口に位置づけられる地区で、公共公益機能、商業機能、交流機能、交通結節機能、スポーツ・レクリエーション機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 棧橋と周辺の緑化
- 主要な道路沿道の緑化
- 公共施設の緑化
- 緑化された歩行者空間のネットワークの形成
- 汐回しの適切な管理、周辺の緑化



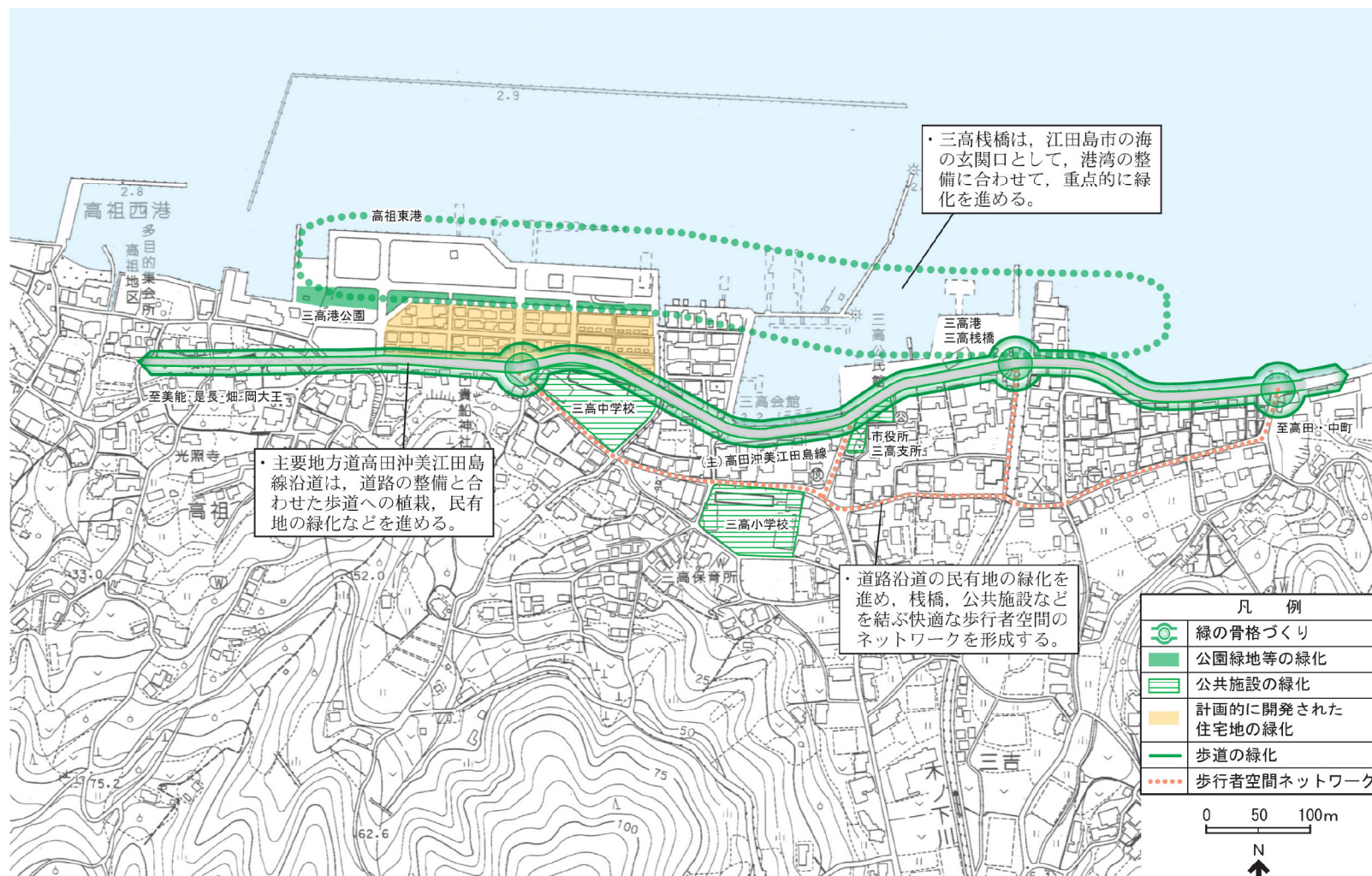
(6) 三高地区

【地区の位置づけ】

沖美地域の地域拠点、広島方面の海の玄関口に位置づけられる地区で、公共公益機能、商業機能、交流機能、交通結節機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 棧橋の整備と合わせた緑化、周辺の緑化
- 主要な道路沿道の緑化
- 公共施設、住宅地の緑化
- 緑化された歩行者空間のネットワークの形成



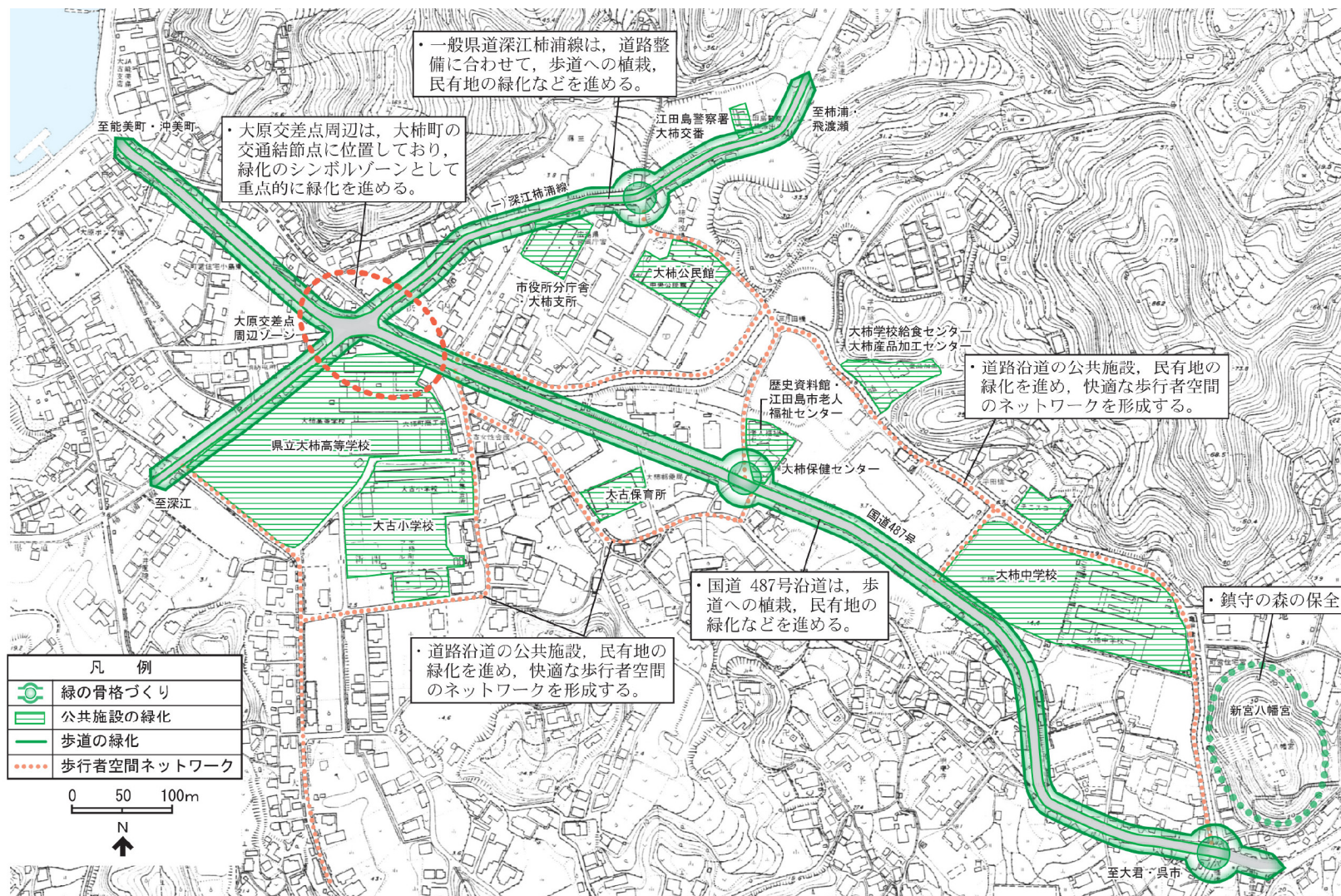
(7) 大原地区

【地区の位置づけ】

大柿地域の地域拠点、呉方面と能美・沖美地域との交通結節点に位置づけられる地区で、公共公益機能、商業機能、交流機能、教育文化機能、交通結節機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 大原交差点周辺の重点的な緑化
- 主要な道路沿道の緑化 ○鎮守の森の保全
- 教育文化施設等を結ぶ緑化された歩行者空間のネットワークの形成



(8) 大君地区

【地区の位置づけ】

陸の玄関口に位置づけられる地区で、商業機能、交流機能、交通結節機能などの充実を図る必要があります。

【緑化の方針】

- 国道 487号沿道の緑化
- 早瀬大橋周辺の緑地の保全と緑化
- 小学校跡地の緑化

